

全日本吹奏楽コンクール四国支部大会（全国大会に通じるA部門）実施規定

（総 則）

- 第1条 このコンクールは、四国内における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とするが、あわせて全日本吹奏楽コンクールの四国支部予選も兼ねるものとする。
- 第2条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会は、この連盟に加盟している団体が参加し、毎年8月に実施する。
- 第3条 実施会場は、その年ごとに四国吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第4条 理事会は、毎年4月末日までに、全日本吹奏楽コンクールの実施規定、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規定に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

（実施部門および参加人員）

- 第5条 実施部門は次の通りにし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。
（1）中学生A部門 （2）高等学校A部門 （3）大学部門 （4）職場・一般部門
- 第6条 各部門の参加人員は次の通りとする。
（1）中学生A部門……………50名以内
（2）高等学校A部門……………55名以内
（3）大学部門……………55名以内
（4）職場・一般部門……………65名以内
- 2 このコンクールには、上記の参加人員を超えて出場することはできない。また、県コンクールの申込人員を超えることはできない。
- 3 指揮者はこの人員に含まれない。

（資 格）

- 第7条 各部門の参加資格は、次の通りとする。
- （1）中学生A部門
構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める。）
参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
- ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
- ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校A部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(3) 大学部門

構成メンバーは、同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(4) 職場・一般部門

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第7条第1項(1)－②、③に該当しない団体の参加については、第一事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

- 2 課題曲・自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし楽器の持ち替えは認める。

第9条 指揮者の資格については次の通りとする。

指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

- 2 課題曲・自由曲ともに同一人が指揮すること。
3 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第10条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格や入賞を取り消す場合がある。

(課題曲・自由曲および演奏時間)

第11条 (編成)

課題曲はスコアに指定された編成とする。

自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。

第12条 出場団体は課題曲および自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。
もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする場合がある。

第13条 課題曲は、その年度ごとに全日本吹奏楽連盟理事会で決定し発表されたものとする。

第14条 この大会で使用する曲は、県大会で使用したものであること。

- 第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。
- (注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
- 2) 編曲の許諾は日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。

(演奏時間)

- 第16条 演奏時間は、次の通りとする。
- 課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。
- 演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。
- 第17条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第18条 部門順序は毎年理事会において決定する。ただし出演順序は、その年度の第一事業部会において決定する。

(審査および表彰)

- 第19条 このコンクールの審査員は各県理事長より候補者(四国外の専門家)を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。
- 審査員の数は原則として7名とする。
- 審査方法は、理事会の定める全日本吹奏楽コンクール四国支部大会審査内規による。
- 第20条 表彰は各部門ごとに次の通りとする。
- 金賞・銀賞・銅賞とする。

(四国支部大会への選出)

- 第21条 四国支部大会に四国各県吹奏楽連盟より選出する団体数は、4年ごとに第一事業部会で案を作成し、理事会で定める。
- ただし、同一校からの支部大会出場はA B両部門合わせて1団体とする。
- 参加団体の少ない部門については、理事会で検討する。
- 第22条 本大会に参加する費用は、参加団体の負担とする。
- 第23条 全国大会への四国支部選出は次の通りとする。
- (1) 理事長は演奏審査の結果、中学生A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門について、金賞の上位団体より代表権を与える。
- (2) 中学生A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門における代表数は、全日本吹奏楽コンクール規定による。
- 第24条 コンクール実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(参加分担金)

第25条 各部門の出場団体は、参加分担金50,000円を負担することとする。

(その他)

第26条 本大会の役員は原則として次の通りとする。
名誉大会長・・・県知事、教育長等
大会長・・・・・・理事長
副大会長・・・・・・各県理事長、朝日新聞社
大会顧問・・・・・・名誉会員・顧問・相談役・監事
運営委員長・・・・・・(主管県よりの推薦)
運営委員・・・・・・各県第一事業部長
実行委員長・・・・・・(主管県より推薦)
実行委員・・・・・・(主管県より推薦)
大会事務局・・・・・・事務局長・主管県事務局長

第27条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会役員は、その年度ごとに主管県の推薦により、理事長が委嘱する。

第28条 実行委員長は、担当副理事長(主管県理事長)および事務局長と連携を密にして実行委員会を運営する。

第29条 このコンクールの運営経費は、次によってまかなわれる。
(1) 全日本吹奏楽連盟補助金
(2) 参加分担金・・・・・・参加団体より
(3) 入場料
(4) その他・・・・・・広告料、撮影・録画・録音権料など

第30条 会場内で演奏及び審査の妨げになる行為、ならびに著作権法上問題になる行為(写真撮影、録音・録画)はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

第31条 このコンクールに出場しようとする団体は、この連盟の定めた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第32条 出場の申し込みをした団体の指揮者(代理を認める)は、実行委員会の定める代表者打ち合せ会議に出席しなければならない。

第33条 その他全日本吹奏楽コンクール四国支部大会開催上の細目については実行委員会において定める。

第34条 この規定は全日本吹奏楽コンクール規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

第 3 5 条 この規定は、平成 2 年 4 月 2 9 日より実施する。

平成 4 年 4 月 2 9 日の総会にて第 2 1 条を改定する。

平成 7 年 4 月 2 9 日の総会にて小学校関係の条項を改定する。

平成 1 0 年 4 月 2 9 日の総会にて部分改定する。

平成 1 1 年 4 月 2 9 日の総会にて B 部門の条項を削除、および第 3 4 条を追加。

平成 1 3 年 4 月 2 9 日の総会にて第 1 9 条を改定する。

平成 1 9 年 4 月 2 9 日の総会にて第 2 1 条を改定する。

平成 2 1 年 4 月 2 9 日の総会にて第 6、7、1 1、2 1 条を改定する。

平成 2 4 年 4 月 2 9 日の総会にて第 1 2 条を改定する。

平成 2 4 年 4 月 2 9 日の総会にて第 9、1 1、1 2 条を改訂する。

平成 2 6 年度より、3 出制度の廃止に伴い、旧 3 4 条を削除する。

平成 2 7 年 4 月 2 9 日の総会にて第 2 1 条を改定する。

平成 3 0 年 4 月 2 9 日の総会にて第 7、1 0、1 9、2 1、2 2 ～ 3 5 条を改定する。

平成 3 1 年 4 月 2 9 日の総会にて第 2 1 条を改定する。

令和 2 年 4 月 2 9 日の総会にて第 1 5 条を改定する。

令和 3 年 6 月 2 7 日の理事会にて第 7 条を改定する。

令和 5 年 2 月 1 1 日の理事会にて第 5、6、7、2 3、2 5 条を改定する。

令和 6 年 2 月 3 日の理事会にて第 7 条を改定する。

令和 7 年 2 月 8 日の理事会にて第 9 条を改定する。